

第八十四回国
参議院内閣委員会會議録第四号

昭和五十三年三月二十八日(火曜日)
午後二時一分開会

委員の異動

三月二十八日

辞任

村田 秀三君

補欠選任

大塚 喬君

出席者は左のとおり。

委員長

塚田十一郎君

理事

林 遼君

原 文兵衛君

片岡 勝治君

井上 計君

委員

岡田 広君

源田 実君

竹内 深君

林 寛子君

堀江 正夫君

大塚 喬君

野田 哲君

山崎 昇君

和泉 照雄君

黒柳 明君

山中 郁子君

森田 重郎君

國務大臣

法務大臣

環境庁長官

政府委員

環境庁長官官房

金子 太郎君

環境庁企画調整局長 信澤 清君

環境庁大気保全局長 橋本 道夫君

環境庁水質保全局長 二瓶 博君

法務大臣官房長 前田 宏君

法務省矯正局長 石原 一彦君

法務省入国管理局長 吉田 長雄君

事務局側

常任委員会専門員 首藤 俊彦君

本日の會議に付した案件

○環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(塚田十一郎君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

本日、村田秀三君が委員を辞任され、その補欠として大塚喬君が選任されました。

○委員長(塚田十一郎君) 環境庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。――別に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ

願います。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

環境庁設置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田十一郎君) 全会一致と認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、山田環境庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。山田環境庁長官。

○國務大臣(山田久就君) 環境庁設置法の一部を改正する法律案につきましては、慎重御審議の上、ただいま御可決をいただき、まことにありがとうございます。私といたしましても、本委員会における御審議の内容を十分尊重いたし、一層の努力を重ねてまいる所存でございます。どうもありがとうございます。

○委員長(塚田十一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(塚田十一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(塚田十一郎君) 法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。瀬戸山法務大臣。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案による改正点の第一は、那覇市所在の沖縄刑務所を施設の老朽化が著しい等の事情から沖縄県島尻郡知念村に移転することに伴い、そ

の位置の表示を改めようとするものであります。

改正点の第二は、東京都渋谷区所在の東京医療少年院を施設の老朽化が著しい等の事情から神奈川県相模原市に移転することに伴い、その名称及び位置の表示を改めるとともに、同市所在の神奈川県少年院を廃止しようとするものであります。

改正点の第三は、岩国空港の状況の変化等に伴い、広島入国管理事務所管轄区域とされている山口県岩国市を山口県の行政区画に合わせ下関入国管理事務所管轄に改めようとするものであります。

改正点の第四は、新東京国際空港の供用開始と同時に現在東京国際空港を管轄する羽田入国管理事務所は廃止されることとなっておりますが、同空港はその後においても引き続き国際空港として使用されることとなっておりますので、同空港における出入国審査事務を処理するため、新たに東京入国管理事務所羽田空港出張所を設置することとし、また、出入国者の増加等に対処するため、東京都西多摩郡瑞穂町に東京入国管理事務所横田出張所を、豊橋市に名古屋入国管理事務所豊橋出張所を、岩国市に下関入国管理事務所岩国出張所をそれぞれ設置し、一方、出入国者の減少等に伴い、東京入国管理事務所立川出張所、広島入国管理事務所岩国空港出張所及び那覇入国管理事務所名護出張所をそれぞれ廃止しようとするものであります。

改正点の第五は、市町村の廃置分合に伴い、広島少年院、沖縄少年院、沖縄女子学園及び那覇入国管理事務所嘉手納出張所の位置の表示をそれぞれ改める等所要の整理をしようとするものであります。

なお、第一の改正点については、公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から、その他については本年四月一日から、それぞれ施行することといたしております。

以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長（塚田十一郎君） 以上で説明の聴取は終
わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○片岡勝治君 今回の法務省設置法の一部を改正する法律案の内容につきましては、幾つかの要素がございます。きょう私は矯正施設の問題について二、三お伺いをしたいと思います。

今回の法律改正の内容を見ますと、沖縄の刑務所を移転をするということ、また、東京にありました東京医療少年院を神奈川の相模原に移す、こういうことでありまして、これに関連してお伺いをいたしたいと思います。

沖繩の移転につきまして、その理由は、老朽化が著しい、あるいは私の調べたところによりまして、周辺地区の市街化によりまして必ずしもいままでの場所が適当とは思われない、こういうふうな理由からこれを移転するという事になつておるようであります。また、第二番目の東京医療少年院の神奈川県相模原に移転をする理由につきましても、昭和二十四年開設以来、木造の建築物であつて大変老朽が激しい、あるいはまた周辺で宅地化、過密化が進んでおつて、これまた必ずしも適当な場所ではないということで神奈川の方に移るということになつたようであります。

そこで、この矯正施設につきまして、建物の性質上、なかなか老朽になつても特に移転をする場合に大変むずかしい問題がいろいろあるわけであります。そこで、まず第一にお伺いしたいのは、老朽等が大変激しい、そこでどうしても改築する必要があるというような矯正施設というものが一体どの程度あるのか、これをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(石原一彦君) 矯正の現場施設は合計で三百五庁でございますが、このうち施設が老朽

化したしまして建築を必要とするとも私どもが考へております庁は約百十庁でございます。

○片岡勝治君 三百五のうち百十ということになりますと、三分の一ということでありますから、これは相当老朽施設になっておる、その改築というものが大変緊急な課題になっているということ、をこの数字が示していると思うわけであります。

それから、別な角度でもう一点お伺いしたいのは、刑務所等矯正施設について、先ほどもちよつと触れましたように、人口の急増あるいは市街化、過密化、あるいはその付近の建物の高層化等によつて、あるいはまた、都市計画あるいは都市改造等の自治体等の要請によつて移転要請が各所出てきていると思うわけでありませう。私の神奈川県にもあるわけですが、矯正施設の中で、現在、地域住民からあるいは自治体の方から、できれば移転をしてもらいたい、こういうような要請を受けている施設というものがどのくらいあるか。

○政府委員(石原一彦君) ただいまお尋ねのように、地方公共団体の長あるいは議会あるいは住民の方々から移転要請が現在ございます庁数は約五十庁でございます。

○片岡勝治君　いま質問いたしました老朽の数、
これの性質別、たとえば刑務所が幾つ、特にその
固有名詞がわかれば大変ありがたいんですけれど
も、そういう資料をもしあれば御提示願いたいと
思うんです。老朽は、たとえば刑務所はことごと
こ、少年院はことごとこ、あるいは移転要請
を受けている刑務所はことごとこ、移転要請
を受けている少年院はかくかくしかじかかのとこ
ろである、そういうようなまとめられた資料とい
うものはあるんですか。

○政府委員(石原一彦君) 一応私の方で用意はいたしてございます。しかしながら、矯正施設は御承知のとおり職員もそこで勤務し、非行少年あるいは受刑者等が入っておりますので、余り老朽化していることを表に出しますことは、かえって地域住民に御迷惑をかけ、あるいは御不安を与えること

いうことにもなりますし、収容者に対する影響もございしますので、もしお差し支えなければ別途先生のところにお届けすることでお許しを願いたいと思います。

○片岡勝治君 われわれがこの委員会では資料をい
ただいたとしても、それを故意に振りまいて不安
に陥れるような、そういうことを私どもはする考
えは毛頭ないわけでありますが、しかし御心配の
向きがあればそういうことをやって結構だと思
うんです。しかし、恐らく職員や中にいる人が一
般よく知っていると思うんですよ。私は雨漏りのし
ている刑務所だって知っているわけですからね、
あなたの方でそういうことをお隠しになったとこ
ろで、そこに勤めておる職員あるいはそこに入っ
ておられておる受刑者の方がだれよりも知ってお
りますよ、そんなことは。ですから、その資料を
流した、われわれに与えたということで不穏な空
気が出るとは私は思いませんね。もしも出れば
とつと出てくるのじゃないですか。雨漏りの中
で生活をしている人たち、しかし皆さんはそうい
うところで一生懸命に働いているし、また受刑者
の皆さんもそういうところで努力をしておる。そ
ういうところで、そういうことを考えればわれわ
れ国会でも十分そういう問題を取り上げるし、
また皆さん方もそうした問題についてもっと私は
真剣に取り組んでいく、そういう行政姿勢を出し
た方がよほど安心感を与えるのじゃないですか、
この点ちよつと見解が違ふようなんでお答えをい
ただきたいと思ひます。

○政府委員(石原一彦君) 私どももいたしましたし、
も、老朽施設の実態を明らかにいたしましたして、改
築等について御支援を賜りたいところでございま
す。したがいまして、これを提出するに決してや
ぶさかではございません。私の申し上げた点は、
先生がすでにおっしゃいましたように、公表され
ますと不測の心配等を与えるということでござい
まして、その御配慮があるということを十分拝睚
いたしましたので、後日、資料を用意いたしまし
て御提出申し上げたいと思います。

○片岡勝治君 私たちも、あなた方の心配にならぬような、そういう資料の使い方については十分配慮したいと思うわけであります。

さて、この移転の要請でありますけれども、私も一つの考え方を持っております。刑務所だからといって少年院だからといって、ただそれだけで困った施設だ、いやな施設だ、だから忌みきらつてどうでもらうんだという、そういう考え方に対して私はくみしません。ちようど、人間の体が悪ければ病院に入つて治す。言つてみれば、ここに入っている受刑者の人たちは心の病氣でありますから、あるいは罪のあがないということと、とにかく人間として再起すべく、職員の方も一生懸命働いておるし、受刑者の方々もそうした人間の回生といひますか、生まれ変わる、そういう再起のためにがんばっている施設でありますから、私たち国民としては、温かい目で見てやるべきそういう施設だろうと思うわけであります。したがつて私は、刑務所だからどけ、そういうものは来ちゃいけないというようなことだけの単純な考え方は私たち国民としては困った考え方だろうと思ひます。いま移転要請は必ずしもそういうことではないと思ひます、ほとんど。しかし、もしそういうことであれば、私たちはもつと温かい目で見守つてやらなければならぬ施設だろうと思うわけであります。ただ、私がよく知っている横浜の刑務所等につきましても、その昔は野つ原のど真ん中にあつた。むしろ地域住民の方で、何といひますか、ぜひこちへ来てくれと誘致運動を行つてまでこの刑務所がつくられたという、そういう経過のところでありますが、しかし今日では全く情勢は一変をいたしております。その近辺はまさに都市化し、過密化し、あるいはそれを上からながめられる丘陵地帯も開発されて、ちようど盆地の中のような刑務所になつておる。騒音も激しいし、空気もよくない。そういうところでありますれば、これは私は必ずしも適当な地域ではないと思うとわけであります。今回の沖繩の施設についてもそうでありましょうし、また東京の東京医療少年院

かしいことは、私も理解できるわけでありませうけれども、先ほどちょっと申し上げましたように、神奈川県においては小田原の少年院と横浜刑務所、非常に老朽化が進み、まあ法務省自身も改築計画を持っているようでありませうけれども、一方において移転の要請がある、運動がある、これは自治体の方からも出てきているわけでありませう。ういたしますと、一方においては老朽化がどんどん進み、しかし移転の方は依然として進まないということになれば、これはやっぱり大変な状況が悪化の一途をたどるわけでありませう。この点では、私は法務省も自治体もつと積極的に、特に移転要請が出ている場所についてはと真剣に事態の緊急性という立場から積極的に取り組む必要があるのではないかと。確かに問題がむずかしいことはわかりますけれども、どうもお互いというか、自治体の方も、また法務省の方も、むずかしいからしょうがない、しょうがないということ、だんだんと日が延びてきている、ということ、というような気がするわけでありませう。具体的にいま小田原と横浜刑務所の件を出しましたけれども、これも全国的な一つのいわば問題点を持っているモデルケースのような矯正施設だろうと、思うわけでありませう。その経過が一体どうなっているのか最後にお伺いしたいと思います。

○政府委員(石原一彦君)　まず施設でございますが、耐用年数から申し上げますと、本造の場合には二十年でございます。ブロックの場合には三十年、鉄筋の場合には五十年という一応計算で、それを超えた場合には整備が必要だというふうになれわれは考えております。で、片岡委員がおっしゃったように、移転要請もある、老朽化している一方建つのが少ないということになりまして、特に東海地震その他地震対策が叫ばれておる折に

ら、もし万一のことがありました場合には、職員並びに収容者に相当な損害を与えることに相なりますので、この点につきましては、まず十分に注意をいたしております。たとえば、できるだけの補強工事をするというところで急場をしのいでいるわけでございます。

で、お尋ねの横浜刑務所でございますが、横浜刑務所は昭和九年から十一年の間につくられたものでございまして、鉄筋五十年といまして、間もなく耐用年数が来るのでございます。横浜につきましても、昭和四十四年ごろから、衆参両院でございますが、国会でも、また横浜の市長からも、住民の方々からも移転の御要請がございまして、そこで、問題は横浜の現在地でございますが、先ほど片岡委員が詳細お述べになりましたように、われわれが見ましても矯正処遇を行うところとしては決して適当ではないというふうに考えられます。そしてまた、あの辺の区域は第二種専用住宅区域でございますか、ということに指定されておまして、高い建物ができないということに相なっております。それでは、じゃ横浜市でどこか適当なところを探していただくかということ、なかなか市内にもないのではないかと、ということもございまして、片岡委員と党を同じにされる代議士の先生方にも御心配いただきましていろいろ御示唆をいただき、私も矯正局長になりましてから二年有半でございますが、すでに数回お会いいたしております。昨年は飛鳥田委員長が市長当時私にお伺いいたしまして、いわば土俵を役所と市の方におろして検討していこうではないかというところで基本的な原則について一致を見ました。たまたま市長を御退任になるというような事態がございましたので、事務的に話が進んでいってはいながら、やや中断されているような形になっておりますが、われわれといたしましては、横浜市と緊密な連絡のもとに適地をまず探し、そしてそこに移れるかどうかということについて具体的な検討をいたしたいというふうに考えております。私どももできるだけ努力をいたしております。

が、役所が先に表に出ますと、すぐにむしろ旗が立つというような情勢というのが矯正施設、特に刑務所の移転でございますので、地方公共団体の御協力もいただきまして円滑な改築のための事務を進めていきたい、かように考えているところでございます。

それから、小田原少年院でございますが、小田原少年院そのものは昭和二十七年に発足いたしておりますが、建物の大半は木造でございます。きわめて老朽化いたしておりますのでございまして、お、小田原少年院につきましても、片岡委員はもうすでに御存じだろうと思いますが、隣に拘留支所がございまして、拘留支所をも一緒に移転するか、拘留支所は現在地に残すか、こういう問題がございまして。それは別といたしまして、小田原の少年院並びに拘留支所のございまして、小田原の幹線と小田急線のちようど交差するところにございまして、新幹線が走りまわるときにはきわめて振動が激しいのでございます。それから、先般の伊豆の地震の際には、院長室であつたかと思いますが、壁でしか床でしかたに棄損が生じたというようなことがございまして、できるだけ早期の改築をいたしたいというふうに思っているところでございまして。ところが、この小田原の点につきましては、なかなか土地がございまして、一方市街地再開発計画等がございまして現在地が支障になるということもございまして、内々話を進めております。小田原市でもこのぐらゐの土地ではどうかという適当な地を御提示なさる御用意があるやに承っております。そこで、私どももいたしましては、まず移転の候補地の点につきまして、小田原市と緊密なる連絡をとりまして、そこに果たして少年院が移せるかどうか、また拘留支所も移していけるかどうか、拘留支所を移した場合に裁判所、検察庁との交通において支障がないかということも具体的に検討をしたいと思っております。

○片岡勝治君 一つの例として地元の問題を出して質問をしたわけでありましても、全国的には、いま言った二つの施設に類似するような状況のところも多々あると思ひます。冒頭申し上げましたように、どうぞ、特に老朽化の激しいところ、しかも都市の変化によつて適地でなくなつた、必ずしも適当な場所ではないところにつきましては、どうぞ積極的の自治体と協力し合つて、これが改善のために努力されることを強く要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(塚田十一郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

は、いま言った二つの施設に類似するような状況のところも多々あると思ひます。冒頭申し上げましたように、どうぞ、特に老朽化の激しいところ、しかも都市の変化によつて適地でなくなつた、必ずしも適当な場所ではないところにつきましては、どうぞ積極的の自治体と協力し合つて、これが改善のために努力されることを強く要望して、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(塚田十一郎君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

三月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第三二〇五号)(第三二二三号)(第三二四三号)
- 一、遺族年金・扶助料の改善に関する請願(第三二四六号)(第三二五六号)(第三二五七号)
- 一、遺族年金・扶助料の改善に関する請願(第三二七七号)(第三二八六号)
- 一、遺族年金・扶助料の改善に関する請願(第三二八七号)(第三二九五号)
- 一、救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願(第三二二六号)

第三二〇五号 昭和五十三年三月十日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都小金井市貫井南町五ノ三ノ四七 吉野雪枝外十七名

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第三二二三号 昭和五十三年三月十三日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

よし子外百六十三名
紹介議員 市川 房枝君
この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第三二四三号 昭和五十三年三月十三日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都大田区東雪谷二ノ二〇ノ一 山下直弘外四十名

紹介議員 柏原 ヤス君
この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第三二四六号 昭和五十三年三月十三日受理
遺族年金・扶助料の改善に関する請願

請願者 熊本市健軍町二、〇七五ノ八二 益田幸輔外四百二十七名

紹介議員 松前 達郎君
遺族年金・扶助料の支給率を八十パーセントに引き上げられた。

理由
今日の不況、物価高のもとにおいて、一般の恩給・年金受給者は、生活の困窮を訴え続けているが、その半額に受給額が押さえられている遺族年金・扶助料受給者の生活は極めて困窮である。われわれは今日まで不合理な制度を改善するため支給率を引き上げるよう要望してきたが、ようやく五十一年度から支給率の引上げに代えて寡婦加算制度が創設された。しかし五十三年度の改善措置としては、加算額の増額にとどまり、念願の支給率の引上げは見送られることになっていると言われている。

第三二五六号 昭和五十三年三月十三日受理
救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都大田区上池台四ノ一四ノ四 尾関幸子外百八名

紹介議員 斎藤栄三郎君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第三二五七号 昭和五十三年三月十三日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都品川区東五反田二ノ一五ノ

六 大井田歌子外九十九名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第三二七七号 昭和五十三年三月十四日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 千葉県船橋市宮本町八ノ三一ノ五

木村宗福外二十三名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第三二八六号 昭和五十三年三月十四日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉二ノ一〇ノ一四

野呂田鶴子外百四名

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

第三二八七号 昭和五十三年三月十四日受理

遺族年金・扶助料の改善に関する請願

請願者 熊本市帯山三ノ三二ノ一〇 富永

直行外四百八十二名

紹介議員 三善 信二君

この請願の趣旨は、第三二四六号と同じである。

第三三二五号 昭和五十三年三月十六日受理

遺族年金・扶助料の改善に関する請願

請願者 熊本市清水東町二ノ四五 北村ト

ミ子外二百八十七名

紹介議員 細川 護照君

この請願の趣旨は、第三二四六号と同じである。

第三三二六号 昭和五十三年三月十六日受理

救護看護婦に対する恩給法適用に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡壬生町福和田一、

五九二ノ二二 山本嘉市外百六十

六名

紹介議員 岡田 広君

この請願の趣旨は、第二〇七八号と同じである。

三月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月九日)

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

昭和五十三年四月十四日印刷

昭和五十三年四月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局